平成２３年（フ）第１２号
埼玉県羽生市大字上川俣1374番地６
債務者　渡邊　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０１号
千葉県木更津市清見台南３丁目３番10号
債務者　檜山なおみ（旧姓軒端・清水）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅３棟501号
債務者　田中　秀子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５５２号
山梨県甲府市青沼２丁目19番17号
債務者　田中　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
山梨県中央市東花輪953番地７
債務者　藤原まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
長野県塩尻市大字広丘吉田1066番地７
債務者　奈須野文江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６２号
長野県安曇野市穂高5198番地
債務者　シソディア・ハリス（外国人登録原票上の氏名ＳＨＥＳＨＯＤＩＡ　ＨＡＲＩＳＨ）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３７２号
長野県北安曇郡松川村5721番地1696
債務者　森山　澄子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３８０号
長野県安曇野市穂高柏原2124番地３
債務者　小林　直彰
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３８２号
長野県松本市大字寿白瀬渕2142番地83
債務者　栁澤　義雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３７４号
名古屋市西区児玉３丁目35番７号　鈴富荘６号
債務者　稲掛レミナ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４６号
名古屋市中川区十番町５丁目１番地の10　エトワール607号
債務者　森　　大輔
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０８号
岐阜県美濃加茂市太田町1680―21　スカイハイツ東103、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市森山町５丁目13番13号
債務者　古海志津江
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９９号
京都市山科区大宅神納町34番地　サンガーデン山科103
債務者　中西　正章
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３９号
京都市伏見区醍醐西大路町122番地　醍醐東市営住宅12―103
債務者　江村　武雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７４号
京都市伏見区醍醐西大路町122番地　醍醐東市営住宅12―103
債務者　江村　孝江
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９３号
京都府城陽市寺田奥山１番地の62
債務者　藤田　由秀
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係